

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2022年第2回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和4年2月26日(土)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時35分
開催場所		庄和地区公民館3階 講義室1、2			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	( 出席人数：13人 )			
		1	鈴木 宏	12	水口 健二
		2	小川 利雄	13	山崎 勇喜
		3	市川 大倫		
		4	新井 久義		
		5	萩原 勝		
		6	池上 茂		
		7	川鍋 浩之		
		8	岡本 勉		
		9	横井 貞夫		
		11	上原 美子		
		( 欠席人数：1人 )			
	18	栗原 健次			
	事務局	( 出席人数：5人 )			
農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 前島 清史			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2	農地法第5条(知事)：公開		
		日程3	租税特別措置法適格者証明：公開		
		日程4	農地等の一括贈与に関する証明：公開		
		日程5	春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開		
		日程6	農用地利用配分計画に関する意見について：公開		

	<p>日程 7 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の変更に係る意見聴取について：公開</p> <p>日程 8 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について：公開</p> <p>日程 9 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）：公開</p> <p>日程 10 農地法第 4 条（届出）：公開</p> <p>日程 11 農地法第 5 条（届出）：公開</p> <p>日程 12 農地法第 1 8 条（通知）：公開</p> <p>日程 13 違反転用事案報告：公開</p> <p>&lt;追加議案&gt;</p> <p>日程 14 租税特別措置法適格者証明：公開</p> <p>日程 15 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開</p> <p>日程 16 春日部市土地開発公社理事の推薦について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 1469 624 1532">議席番号</th> <th data-bbox="624 1469 1450 1532">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1532 624 1615">5</td> <td data-bbox="624 1532 1450 1615">萩原 勝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1615 624 1697">6</td> <td data-bbox="624 1615 1450 1697">池上 茂</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1697 624 1765">7</td> <td data-bbox="624 1697 1450 1765">川鍋 浩之</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	5	萩原 勝	6	池上 茂	7	川鍋 浩之
議席番号	委員氏名								
5	萩原 勝								
6	池上 茂								
7	川鍋 浩之								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第2回総会を開会いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員13名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>去る2月18日金曜日に運営委員会を開催いたしました。</p> <p>議題は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答)</li> <li>(2) 農用地利用配分計画に関する意見について (回答)</li> <li>(3) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の変更に係る意見聴取について (回答)</li> <li>(4) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について (回答)</li> <li>(5) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (依頼)</li> <li>(6) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (依頼) (中間管理権)</li> <li>(7) 農用地利用配分計画に関する意見について (依頼) (中間管理事業)</li> <li>(8) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (回答)</li> <li>(9) 春日部市土地開発公社理事の推薦について (依頼)</li> </ol> <p>の9項目と、全員協議会終了後に 2. その他として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用権 (農地の貸し借り) に関する基準について</li> </ol> <p>の1項目、合計10項目について、協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条 (委員会)、1議案5件</p> <p>日程2、議案第2号、農地法第5条 (知事)、1議案6件</p> <p>日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案2件</p> <p>日程4、議案第4号、農地等の一括贈与に関する証明、1議案1件</p> <p>日程5、議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、1議案1件</p> <p>日程6、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、</p>

	<p>1 議案 1 件</p> <p>日程 7、議案第 7 号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見聴取について、1 議案 1 件</p> <p>日程 8、議案第 8 号、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について、1 議案 1 件となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 5 番萩原勝委員、6 番池上茂委員、7 番川鍋浩之委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第 10 条の農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 1 番から 5 番について、会議規則第 19 条第 3 項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 5 件ありましたので審議を求めます。議案書 1 頁をご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は農地所有適格法人の要件のうち、2 の事業要件について主たる事業が農業であること、売上高が過半の確認が申請書類では出来なかったため、2022 年第 1 回総会からの継続審議案件です。この案件は、法人による農地取得を目的とした申請となります。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。次に、農地所有適格法人の要件に該当するか確認が必要です。農地法第 3 条調査書 6 頁の資料、農地所有適格法人の要件、農水省資料をご覧ください。1 の法人形態要件、3 の議決要件、4 の役員要件は、申請書類で要件を満たしていることが確認できました。</p>

が、2の事業要件については、主たる事業が農業であること、売上高が過半の確認が申請書類では出来ませんでした。このことを確認するために、令和4年2月2日に相手方へ通知を発送し、2月14日に申請人へ聴き取りを行う予定でした。しかし、2月7日に申請人から事務局へ電話にて申請の取下的意向が示されたため、聴き取りは中止となっております。同日、取下書をFAXにて事務局から申請人へ送付しております。なお、本日2月26日土曜日現在、取下書の提出はありません。

次に申請番号2番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号3番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号4番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に申請番号5番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。所有農地の一部に不耕作地があることから、農地法第3条第2項1号に該当しないこととなります。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号1番について議席番号4番新井久義委員より報告を求めます。

委員	<p>申請番号1番について報告をします。本案件は、先ほど事務局から説明のあったとおり、1月総会からの継続案件です。当該申請の譲受人は法人であるため、農地所有適格法人の要件に当てはまるか確認する必要がありますが、その要件の1つである事業要件について、主たる事業が農業、売上高が過半であるかの確認がとれておりません。法人の営農計画や会社全体の事業計画等を確認するために、聴き取り調査を行うべく、①会社役員のうち、農業従事者の農家証明書、②法人が行う5年分の営農計画書、③農業の事業計画、事業収益が説明できる過去3年の決算資料等の法人全体の事業計画書などの書類の提出を求めた上で、令和4年2月14日月曜日に聴き取り調査を行う予定でした。ところが、申請法人代表者からは取り下げの意向が示されたため、聴き取り調査は中止となりましたが、本日現在、取下書の提出はありません。そのため、継続審査とすべきと考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号2番について報告いたします。水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員、私の4名で、令和4年2月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について事務局より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号3番について、濱野推進委員より、遠藤推進委員、高橋農業委員、飯島農業委員、齊藤会長の5名で、令和4年2月14日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番及び5番について議席番号8番岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号4番について報告いたします。令和4年2月11日午前9時より私と、古谷推進委員で現地調査を行いました。申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、西宝珠花字</p>

陣屋の農地は、管理はされているものの、耕運の跡が無く、作付が確認できませんでした。そのため事務局より申請人へ指導をしたところ、耕運及び作付を行うとの意向があったため、2月17日の午後1時から、横井農業委員、古谷推進委員及び事務局職員2名の立ち合いのもと、ほうれんそうを作付したことを確認しました。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しております。以上のことから、問題なしとして報告いたします。

続きまして、申請番号5番について報告します。調査日時等は先程お示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、下吉妻字茨台にある農地9筆については申請人が営んでいる造園業で使用していると思われる残材等が置かれておりました。次に、神間字原田の農地には砂利が敷かれており、車が駐車されておりました。次に、区域3の推進委員から永沼字川端の農地が不耕作地、上柳字柳島の農地は無断で盛土がされていると報告を受けております。以上のことから問題ありとして報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号1番から5番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。本案件は、先ほど事務局から説明のあったとおり、2022年第1回総会からの継続案件です。担当委員である新井農業委員からの報告のとおり、令和4年2月14日月曜日に聴き取り調査を行う予定でしたが、申請法人代表者からは取り下げの意向が示されたため、聴き取り調査は中止となっております。本日現在、取下書の提出はありません。以上のことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とすることと決しました。

次に、申請番号2番から4番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地に不耕作地や農地の利用が確認できない土地があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。そのため、申請人に対し、不耕作地や農地の利用が確認できない土地について、今後の利用方法等を確認す

	べく作付計画書の提出及び聴き取りが必要と判断しました。以上のことから事前審査委員5人の合議により継続審議と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい。
議長	市川委員。
委員	申請番号5番について伺います。譲渡人が所有する農地は、以前から譲渡人が所有していたのか教えてください。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	はい、以前から所有していた農地でございます。
委員	わかりました。
議長	他に質疑ございますか。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号1番及び5番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号1番及び5番と、申請番号2番から4番を別に審議することに異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号1番及び5番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって議案第1号、農地法第3条(委員会)について、申請番号1番及び5番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。
議長	次に、申請番号2番から4番を原案のとおり許可することに賛成の委員の

起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条（委員会）について、申請番号2番から4番を許可と決しました。

議長

次に日程2、議案第2号、農地法第5条（知事）を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号11番から16番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第5条（知事）について、許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。

申請番号11番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。貸主の所有農地の一部に未届の農業用倉庫がありますが、2月14日月曜日に届出を受理済です。案内図は11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和3年10月21日公告、目的は農家分家住宅の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画ですが、新設排水管の一部が隣地の農地を経由するため、その部分については別に一時転用の申請が必要となります。この一時転用は、次の申請番号12番で申請されています。資金計画については自己資金として残高証明書、残りは金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号12番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅の建築に伴う、新設排水管設置のための一時転用申請です。申請番号11番と同一の申請人による案件になります。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から5カ月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。資金計画については自己資金として残高証明書、残りは金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号13番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は

自己専用住宅の建築です。この申請にかかる農地は、2021年第12回総会において、議案第3号、農地法第5条の許可後の計画変更申請の申請番号1番として審議いただき、やむを得ない、と意見を付して県に送付した農地でございます。令和4年1月18日付の変更承認書が添付されております。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。

次に、申請番号14番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関の住宅ローン仮審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号15番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については自己資金として残高証明書及び金融機関の事前審査申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号16番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付され

ています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関の融資の事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に申請番号11番及び12番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号11番及び12番について、野村推進委員より、田口推進委員、大塚農業委員、新井農業委員、の4名で、令和4年2月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、一部の農地上に農業用倉庫1棟が建っておりました。事務局に確認したところ、この倉庫が建つ農地は令和2年11月に当初除外の決定がされており、昭和45年以前からあった倉庫であることを確認し、面積も200㎡未満であったことから、許可不要案件であり、後日、事務局から申請人へ農業用施設の届出をするように指導したところ、申請があり、届出は受理済みです。その他の農地については、野菜等が一部作付されており、作付がされていないところも管理がされており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長

次に申請番号14番について、議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号14番について報告いたします。小川職務代理、小川推進委員、石川推進委員、私の4名で、令和4年2月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番水口健二委員より申請番号11番から16番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号11番から16番の事前審査の報告をします。</p> <p>申請番号11番及び12番については、申請人が同一のため、一括して報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号13番から16番について一括して報告をします。詳細は事務局説明のとおりです。申請農地及び申請人保有農地について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>市川委員。</p>
委員	<p>第5条案件のうち、転用計画が自己用住宅のものについてですが、長期居住は調整区域に20年居住が必要と伺っていますが、全て住所を確認しているのか伺います。</p>
議長	<p>事務局、回答をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、長期居住の要件は、申請人の3親等以内の親族が近隣市町の市街化調整区域に20年以上居住していることとなっております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>他に質疑ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号11番から16番を原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員の起立を求め</p>

ます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)、申請番号11番から16番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号1番及び2番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号 租税特別措置法適格者証明について、申請が2件ありましたので審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。

申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は21頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

次に、申請番号2番、詳細は議案書のとおり。案内図は22頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は60日、今後も農業経営を行うとのことです。

議長 次に、申請番号1番について、議席番号3番市川大倫委員より推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号1番について報告いたします。上原農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員、私の4名で、令和4年2月8日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に、申請番号2番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、報告いたします。</p> <p>申請番号2番について、野村推進委員より、田口推進委員、大塚農業委員、新井農業委員の4名で、令和4年2月12日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。</p>
議長	<p>次に、議席番号11番上原美子委員より申請番号1番から2番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番及び2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番及び2番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号1番及び2番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に日程4、議案第4号、農地等の一括贈与に関する証明、を議題といたします。申請番号1番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地等の一括贈与に関する証明について、申請が1件ありましたので、審議を求めます。議案書5頁をご覧ください。農地等の一括贈与に関する証明は、地方税法附則第12条の規定による農地等に係る不動産取得税の納税猶予の適用を受けるために必要な証明になります。申請者が引き続き農業経営を行っており、一括贈与を受けた農地の所有が変わっていないことを証明するものです。</p> <p>申請番号1番、詳細は議案書のとおり。案内図は23頁及びスクリーンを</p>

	<p>ご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地の一括贈与を受けたことにより、不動産取得税の納税猶予の制度の適用に関し、農地等の一括贈与に関する証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番について事務局より推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号1番について、古谷推進委員より、伊藤農業委員が令和4年2月10日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。</p>
議長	<p>次に、議席番号11番上原美子委員より、申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって議案第4号、農地等の一括贈与に関する証明、申請番号1番について証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>次に、日程5、議案第5号、春日部農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書6頁を</p>

ご覧ください。これは農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので審議をを求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書7頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号、春日部農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長 次に、日程6、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見についてを議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、議案書10頁をご覧ください。これは議案第6号で決定した農地中間管理権を有する農地を転借するための農用地利用配分計画です。春日部市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書11頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号、農用地利用配分計画に関する意見について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程7、議案第7号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第7号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について、議案書14頁をご覧ください。通常、農用地から除外する要件の一つとして、土地改良事業等完了の翌年から起算して8年を経過している必要があります。ただし、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において、その種類、位置及び規模が定められている施設、27号計画として認められる場合については、「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」に位置づけることによって除外が出来るようになります。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5、第1項第27号イの規定により意見を求められたので、審議をを求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書15頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の変更に係る意見聴取について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。
議長	次に、日程8、議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案第8号『春日部農業振興地域の農業に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について、議案書29頁をご覧ください。議案第7号で説明した27号計画に位置づけられた施設に関しては、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証する必要があります。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5、第1項27号のハの規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、2月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって議案書30頁のとおり回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

おはかりいたします。本案については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退席を求めた上で審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第8号について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号8番岡本勉委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (岡本委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号『春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画』の定期検証に伴う意見聴取について、原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。

	(休憩) (岡本委員入室)
議長	次に、 日程 9、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)、 日程 10、報告第 2 号、農地法第 4 条 (届出)、 日程 11、報告第 3 号、農地法第 5 条 (届出)、 日程 12、報告第 4 号、農地法第 18 条 (通知)、 日程 13、報告第 5 号、違反転用事案報告、 につきましては、議案書の 38 頁から 59 頁にお示しのとおりです。
議長	この際、暫時休憩いたします。運営委員長の申し出により、ただちに運営委員会を開催いたします。運営委員は 2 階会議室へお集まりください。  (休憩・・・運営委員会開催) (運営委員会終了後、3 階講義室にもどり総会再開)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。運営委員会について小川委員長より報告がございます。
運営委員長	総会休憩中に開催した運営委員会で、 (1) 租税特別措置法適格者証明 (2) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (3) 春日部市土地開発公社理事の推薦について この 3 項目をそれぞれ議案第 9 号、同じく第 10 号、第 11 号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。
議長	只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。  (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることと決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。  (追加議案目録の配布)
議長	只今配布した追加議案目録及び、次ページの議事日程のとおり、

	<p>日程 14、議案第 9 号、租税特別措置法適格者証明、1 議案 1 件  日程 15、議案第 10 号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出  に関する意見聴取について、1 議案 1 件  日程 16、議案第 11 号、春日部市土地開発公社理事の推薦について、  1 議案 1 件  以上 3 議案を日程に追加し、審議を再開します。</p>
議長	<p>日程 14、議案第 9 号、租税特別措置法適格者証明について、を議題といた  たします。申請番号 3 番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 9 号、租税特別措置法適格者証明について、申請が 1 件ありまし  たので審議を求めます。追加議案目録 60 頁をご覧ください。租税特別措置法  適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもの  で、農地等に係る贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。  新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要と  なり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明  するものです。申請番号 3 番、詳細は議案書のとおり。本申請は納税猶予の  継続申請で、申請人及び申請農地は議案第 4 号、申請番号 1 で審議いただ  いた案件と同一です。案内図は 23 頁の議案第 4 号、申請番号 1 を準用すると  ともにスクリーンも併せてご覧ください。申請理由は申請農地の一括贈与を  受けたことにより、贈与税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法  適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 200  日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号 3 番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めま  す。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号 3 番について、伊  藤農業委員 1 名が令和 4 年 2 月 10 日に申請地の現地調査を実施した内容  と同様です。農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的  な利用が確保されていることが確認できた、との報告がありました。以上の  ことから問題なしと意見を述べ報告といたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号 3 番を  原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p>

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって議案第9号、租税特別措置法適格者証明、申請番号3番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に、日程15、議案第10号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第10号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、追加議案目録61頁をご覧ください。春日部市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により意見を求められたので、審議を求めるものです。1月25日に農業委員に説明し、意見の聴取を依頼したところ、意見が寄せられました。2月18日開催の運営委員会で作成した回答案は追加議案目録62頁から63頁のとおりです。この案については2月18日開催の全員協議会でも説明をさせていただいております。この回答案のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第10号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第10号、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について、原案のとおり回答することに決しました。
	次に、日程16、議案第11号、春日部市土地開発公社理事の推薦について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案第11号、春日部市土地開発公社理事の推薦について、推薦依頼がありましたので審議を求めます。追加議案目録68頁をご覧ください。春日部市開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、

地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されている団体です。理事が出席する理事会の主な内容は、毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画などを審議するものでございます。現在、農業委員会では1名の理事を推薦しておりますが、現在の理事の任期が令和4年3月31日で満了となることから、春日部市土地開発公社理事長からの依頼を受け、改めて春日部市土地開発公社理事を推薦するもので、任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。今月の全員協議会での互選の結果、追加議案目録68頁にお示しのとおり、現在の理事である伊藤委員を引き続き推薦したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第11号、春日部市土地開発公社理事の推薦について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって議案第11号、春日部市土地開発公社理事の推薦について、原案のとおり推薦することと決定し、春日部市土地開発公社理事長に送付いたします。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2022年第2回総会を閉会いたします。

閉会 (午前11時35分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会長

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番